

事 業 報 告

第5期

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

横浜川崎国際港湾株式会社

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化から個人消費の悪化や企業の設備投資が抑制され、世界景気は減速傾向が継続しました。また、そのような中、中国で発生した新型コロナウイルス感染症が世界各国へ拡大したことにより、経済活動の停止、雇用や投資の抑制などで景気がさらに急速に減速しました。

国内経済では、昨年度に引き続き緩やかな景気回復の基調を維持しつつ年末にかけて推移したものの、米中貿易摩擦の影響により輸出が弱含む傾向が見られました。また、年明け以降年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の影響が拡大したことにより、景気は大幅に下押しされました。

当社は昨年度に引き続き、国際戦略港湾競争力強化対策事業として、横浜港、川崎港の利用者ニーズに沿った集貨支援制度を実施したことにより、川崎港の取扱量が過去最高を更新し、横浜港では 2M アライアンスによる欧州航路の復活などの成果に繋がりました。この結果、2019 年のコンテナ取扱量（速報値）は、横浜港が 299 万 TEU（1.9%減）、川崎港が 16 万 TEU（9.3%増）となり、両港を合わせた全体で 315 万 TEU（前年比 1.4%減）となりました。

こうした状況により、当事業年度の営業収益は 7,868 百万円となり、営業費用及び一般管理費は 6,973 百万円、営業利益は 894 百万円、経常利益は 853 百万円となり、当期純利益は 556 百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が依然続き、中国航路を中心に横浜港、川崎港に寄港するいくつかの航路の抜港・運休がみられ、荷動きが低迷している状況にあります。しばらくはこのような状況が続くことが予想されますが、今後収束していくことにより、港湾での物流も回復していくものと想定され、横浜港、川崎港においても基幹航路の維持・拡大、取扱量の増加に貢献できる効果的な支援を適宜実施してまいります。

また、船舶の大型化に対応した大水深・高規格ターミナルである南本牧ふ頭 MC-4 号ターミナルの借受者も決定したことで、今後早期供用に向け、借受者と詳細調整を進めてまいります。

2020 年から国際的な船舶の排出ガスにおける SO_x規制が開始されておりますが、このような規制に対応できる LNG パンカリングの事業化を目指すエコパンカーシップ

ング社への出資や事業協力を引き続き積極的に行うことで、船会社等から選ばれる港づくりを一層進めてまいります。

なお、このような取り組みを着実に進めていける財政的な基盤構築はもとより、コンプライアンス体制や内部統制システムの整備などを通じた組織機能の強化についても、引き続き推し進めてまいります。

(3) 設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の投資については、下表のとおりとなっております。

事業区分	ふ頭名	内容	実施額
港湾法第 55 条の 9 に基づく事業	南本牧ふ頭	電気施設、建築、その他	2,501 百万円
	本牧ふ頭	建築、ヤード整備、電気施設	704 百万円
その他事業	南本牧ふ頭	電気施設、その他	156 百万円
	合 計		3,361 百万円*

上記投資にかかる資金調達については、下記のとおりとなっております。

種 別	金 額
港湾管理者無利子借入金	2,001 百万円
特別転貸債借入金	250 百万円
市中銀行借入金	1,109 百万円
合 計	3,360 百万円*

*設備投資実施額と資金調達金額の差額については自主財源を充当しています。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	2017 年度 (第 3 期)	2018 年度 (第 4 期)	2019 年度 (第 5 期)
営業利益	百万円	36	581	894
経常利益	百万円	26	568	853
当期純利益	百万円	11	391	556
1 株あたりの当期純利益	円	552	19,591	16,265
総資産	百万円	8,514	9,373	13,933
純資産	百万円	1,026	1,418	2,974

(5) 主要な事業所

本 社 横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
川崎事業部 川崎市川崎区東扇島 92 番地

(6) 主要な事業内容

- ・コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営
- ・港湾施設の設計、施工、管理及び監理運営
- ・港湾振興に寄与する集貨促進事業の実施
- ・外国客船の誘致
- ・海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢
28 人	-1 人	43.4 才

注 従業員数のうち 16 人が出向者となっています。
従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主な借入先

借入先	借入残高
横浜市	6,956 百万円
株式会社三井住友銀行	2,124 百万円
株式会社横浜銀行	48 百万円
合 計	9,128 百万円

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式総数 40,000 株

(3) 株主の状況

株主名	持株数
国	20,000 株
横浜市	18,900 株
川崎市	900 株
株式会社三井住友銀行	180 株
株式会社横浜銀行	20 株
合 計	40,000 株

(4) その他株式に関する重要な事項

①当社は 2019 年 6 月 26 日開催の株主総会決議により、2019 年 7 月 16 日をもって普通株式 20,000 株（10 億円）の第三者割当増資を実施いたしました。

②上記の増資に伴い発行済株式総数は 20,000 株増加し、40,000 株となりました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	諸岡 正道	エコパ・ソカ・シッピ・ソグ 株式会社代表取締役副社長
取締役副社長	伊東 慎介	横浜港埠頭株式会社代表取締役社長
取締役	小佐野 晃	川崎臨港倉庫埠頭株式会社 コンテナターミナル運営事業部長
取締役	中野 裕也	横浜市港湾局長 横浜港埠頭株式会社取締役
取締役	北出 徹也	川崎市港湾局長 川崎臨港倉庫埠頭株式会社取締役
監査役	佐々田 賢一	横浜市港湾局港湾物流部長
監査役	大石 陳郎	川崎市港湾局港湾経営部長

注 2019 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、中野裕也、北出徹也が取締役に、大石陳郎が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。取締役の高橋哲也、監査役の中上一夫は 2019 年 6 月 26 日付で退任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	2名	24百万円
合計	2名	24百万円

注1 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役2名ですが、無報酬の取締役3名及び監査役2名がいるため、支給人員と相違しております。

注2 2016年3月11日開催の第2回臨時株主総会において、取締役報酬総額は年額50百万円以内、監査役報酬総額は年額5百万円以内と決議いただいております。

5. 取締役及び監査役の責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役中野裕也、北出徹也、監査役佐々田賢一、大石陳郎の4氏と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 4,400千円（税込）

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

7. 会社の体制及び方針とその運用状況

2016年12月5日に開催した第4回取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を制定しました。

当該基本方針の内容および運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
《基本方針》

① 会社の取締役及び社員が、法令を遵守し、倫理観を持って行動できるよう、周知徹底を図ります。特に役員は、高い倫理観と道徳観に基づき、厳格に法令等を遵守し、企業活動のあらゆる場面において社員の模範となって行動します。

② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止します。

③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。

④ 法令遵守上、疑義ある行為について、社員が社内通報窓口を通じ、監査役に通報できる

制度を整備します。

《運用状況の概要》

- ・内部統制システムの適正な運用により、取締役及び社員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。
- ・内部通報規程を定めて社員がコンプライアンス委員会を通じ、監査役に通報できる制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

《基本方針》

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や社内規程に基づき適切に保存・管理し、常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じます。
- ② 情報資産の適切な取扱いに関し措置すべき体制を整備しております。

《運用状況の概要》

- ・各種規程に基づき、適切に情報の保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

《基本方針》

- ① 会社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築します。
- ② 不測の災害が発生した場合には、取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えます。

《運用状況の概要》

- ・リスク管理規程を定めて、リスクの防止及び会社の損失の最小化を図る管理体制を整備しております。
- ・当社の防災計画・BCPを整備した上で関連する自治体や横浜港埠頭株式会社との連携について協議を進めて運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

《基本方針》

- ① 取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、業務分担、職務権限等を明らかにする体制を整備します。

《運用状況の概要》

- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項のほか、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審

議されております。

- ・各種規程に基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

（５）監査役の職務を補助すべき社員に関する事項

《基本方針》

- ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、取締役社長は、監査役を補助すべき社員として、監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得ます。

《運用状況の概要》

- ・監査役より監査業務に必要な命令を受ける監査役補助者は、その命令に関しての取締役の命令を受けることのないようにし、取締役からの独立性を確保しております。

（６）取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

《基本方針》

- ① 監査役が、職務の執行にあたり必要となる事項について、取締役及び社員に対し、随時その報告を求めることができる体制を整えます。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う体制を整えます。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する旨を社内規程に明記します。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないと証明できる場合を除き、これに応じます。

《運用状況の概要》

- ・監査役の出席する取締役会では、取締役や社員が随時その担当する業務の執行状況について、報告を行っております。
- ・監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っております。
- ・監査役の請求に応じて、会社法の定めに基づき適切に対応するものとしております。

（注）本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。